

# 皆野町議会議員一般選挙

告示日 2月12日(火)  
 投開票日 2月17日(日)

任期満了に伴う町議会議員一般選挙が行われます。町民の代表者である町議会議員を決める身近で大切な選挙です。選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆さんのご協力をお願いします。

なお、今回の選挙から定数は12人となります。

## 投票できるかた

日本国民で昭和63年2月18日以前に生まれ、平成19年11月11日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き選挙当日(投票日)まで皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、成年被後見人など欠格事項に該当していないかたです。

## 投票の方法

郵送で配布される入場券を指定された投票所へ持参し、受付名簿対照を経て投票用紙(白色の用紙)が交付されます。投票用紙に候補者氏名を1人だけ記入し、投票します。

投票所および投票時間は「別表1」とおりです。

## 期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行・レジャー・買い物などで、投票日に不在となるかたは、事前に役場総務課内「選挙管理委員会」へ申し出て投票することが出来ます。入場券をご持参ください。期日前投票のできる期間は、2月13日(水)から16日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。

ただし、投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票となります。

## 入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中のかたは、病院長および施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票することができます。町内の不在者投票指定施設は、「別表2」とおりです。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。

この制度を利用されるかたは、選挙管理委員会に申し出て「郵便投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。(すでに交付を受けているかたは必要ありません。)

申請手続きのできるかたは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け、「別表3」に該当するかたです。

手続きに日数がかかりますので、早めに申し出てください。

## 代理投票・点字投票

身体の故障または、字の書けないかたは代理投票および点字投票の制度がありますので、投票日に受付に申し出てください。

## 開票

開票は即日開票とし、2月17日(日)の午後9時から文化会館A会議室(3階)で行います。

## ▶ 申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)です ◀

税務署での確定申告、町の申告相談が、2月18日(月)から始まります。2月中は、国神・金沢・三沢・日野沢地区での出張受付となります。この期間は、役場税務課の窓口では、記入済み申告書のお預かりのみ行います。役場会場での受け付けは、3月からとなりますので、ご注意ください。



### ●申告が必要な場合

- ・町営・県営住宅に入居している
- ・年金生活で国保に加入している
- ・パート扱いで年末調整をしていない
- ・収入はないが国保に加入している
- ・去年退職などで収入が激減した
- ・国民年金の免除申請をする(している)
- ・住宅ローン控除を受けたい
- ・医療費控除を受けたい

町の申告相談の日程・場所・お持ちいただくものなど詳しいことは、広報といっしょにお配りした水色のチラシをご覧ください。

問合せ 税務課賦課係 ☎62-1230 内線141  
 秩父税務署 ☎22-4433

### 税務署からのお知らせ

e-TAXで申告すると5,000円の税額控除  
 (平成19年・20年分のいずれか1回)

詳しくは、国税庁ホームページ<http://www.e-tax.nta.go.jp>へ